

告 示 第 69号

令和7年1月24日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和7・8年度ペットボトルの売却契約に係る制限付き一般競争入札参加者の資格及び7年度上半期入札参加資格審査申請書の受付について（公示）

令和7・8年度において鹿児島市が行うペットボトルの売却契約に係る制限付き一般競争入札又は見積りに参加する者に必要な資格を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公示します。

なお、当該契約のうち令和7年度上半期分に係る入札又は見積りに参加する資格を得ようとする者は、下記の要領で入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

#### 記

#### 1 入札又は見積りに参加する者に必要な資格に関する事項

入札又は見積りに参加することができる者は、次に定める資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している鹿児島市税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 令和7年1月24日（以下「基準日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (8) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (9) 本市から搬入されるペットボトルを保管できる屋内保管施設を有していること。
- (10) 鹿児島県内に、次のアからキまでに掲げる処理工程ごとの要件を満たす主要設備（選別、破碎、ラベル除去、比重分離、洗浄、脱水及び排水処理を行う設備をいう。以下同じ。）を備えたペットボトルの処理施設又はこれと同程度以上の設備を備えていると認められる処理施設（以下「処理施設」という。）を有し、かつ、当該施設の1日当たりの処理能力が3トン以上であること。

ア 選別

コンベア上で紙、木片、アルミ缶、金属類その他の異物を除去できること。

イ 破碎

ペットボトルをフレーク状に細かく破碎できること。

ウ ラベル除去

風力選別等によるラベル等の除去ができること。

エ 比重分離

キャップ及びラベルの除去ができること。

オ 洗浄

スクリーン洗浄又は水槽内での攪拌洗浄ができること。

カ 脱水

遠心分離機等による脱水ができること。

キ 排水処理

処理工程で発生する排水を適正に処理できること。

- (11) 基準日前1年間において、次のア又はイの方法によりペットボトルの再商品化を行っている者であること。

ア ペットボトルを鹿児島県内の自社工場でペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化し、その原材料を国内で製品等に加工する製造事業者を利用させていること。

イ ペットボトルを鹿児島県内の自社工場でペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化し、その原材料を製品等に加工していること。

- (12) ペットボトルを鹿児島市リサイクルプラザから処理施設まで飛散防止対策措置等を講じた車両で運搬できること。

- (13) 契約後、この売却に係るペットボトルの運搬、保管、処理及び再商品化を行う業務を適確に処理できる状況にあると認められること。

## 2 受付期間

令和7年1月24日（金）から同年2月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

### 3 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

### 4 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）

電話 099-216-1288（直通）

### 5 提出書類

(1) 入札参加資格審査申請書（様式あり）

(2) 納税証明書及び滞納がないことの証明書

ア 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（写し可。この公示の日（以下「公示日」という。）以降に証明されたもの）

イ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（写し可。公示日以降に証明されたもの）

(3) 商業登記簿謄本（登記事項証明書。写しでも可）

(4) 印鑑証明書（原本）

(5) 使用印鑑届（実印以外の印鑑を使用する場合。様式あり）

(6) 従業員名簿

(7) 資本関係又は人的関係にある法人に係る申告書（様式あり）

(8) 本店及び処理施設の所在地を示す案内図

(9) 事業概要説明資料（会社概要パンフレット等）

(10) 施設設備図面（施設配置図及び設備平面図・立面図）

(11) 設備機器リスト

(12) 主要設備の仕様書及び写真

(13) 処理工程フロー図

(14) 1日当たりの処理能力が3トン以上の処理施設を保有していることを証明する書類

(15) ペットボトルの運搬経路図

(16) 基準日前1年間のペットボトルの再商品化の実績を示す書類

(17) ペットボトル及び再商品化後の製品の保管場所の位置、保管方法及び保管量が分かる資料

(18) 国内で製品等に加工する製造事業者との契約書の写し又は引取同意書の写し

(19) 運搬車両の一覧表、写真、自動車検査証の写し及び架装装備説明図（申請者と車両所有者が異なる場合は、契約書の写し又は使用承諾書を添付すること。）

## 6 提出部数

各 1 部

## 7 現地審査

受付期間中に提出された申請書及び提出書類を基に、別に指定する日時、方法等で現地審査を行うものとする。

## 8 その他

- (1) 令和 6 年 1 月 26 日付け告示第 7 4 号「令和 6・7・8 年度ペットボトルの売却契約に係る制限付き一般競争入札参加者の資格及び入札参加資格審査申請書の受付について（公示）」に基づき入札参加資格を有する者は、別に通知する令和 7 年度資源循環部ペットボトル売却に係る資格審査申請書（継続分）の提出をもって、この公示で定める制限付き一般競争入札参加者と同等の資格を有するものとする。ただし、納期の到来している市税を滞納している場合はこの限りでない。
- (2) 令和 6 年 1 0 月 1 日付け告示第 1 2 2 7 号「業務委託等の契約に係る入札参加者の資格及び入札参加資格審査申請書の受付について（公示）」に基づき鹿児島市業務委託等入札参加資格審査申請を行った者は、5 に掲げる提出書類のうち(3)及び(4)の書類の提出を省略することができる。
- (3) 申請書等は、基準日現在で作成すること。
- (4) 申請書の印は、実印を押印すること。
- (5) 申請書等は、ファイル等に綴じず、5 に記載の順に並べて提出すること。
- (6) 証明書類は、証明年月日が申請書提出日前 3 か月以内のものとする。ただし、市税に滞納がないことの証明書については、基準日以降に発行されたものとする。
- (7) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (8) 提出された申請書等は、返却しない。
- (9) 申請書等の様式は、本市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。